

特集

家庭で始める防犯対策……………②～③

介護保険料の改定……………④～⑤
あしがら広域圏ネットワーク設立…⑥
ヒト人ひと……………⑦
まちのわだいなアラカルト……………⑧～⑨
みんなのひろば……………⑩～⑪
ヘルシークッキング ほか ……………⑫



おいしいお米ができますように！

6月19日（月）、中村小学校3年生が稲作体験で田植えを行いました。みんな裸足になって元気よく田んぼに入り、農業委員の方に教わりながら苗を丁寧に植えていました。秋の収穫が楽しみです。

家庭で始める防犯対策

子どもたちの安全を守るために

全国で、下校途中に児童が被害にあう痛ましい事件が相次いで発生しており、被害は後を絶ちません。幸いにも、中井町では大事に至る事件は発生していませんが、不審者による声かけなどは発生しています。現在、町内では、地域の方たちによる防犯パトロールが行われ、犯罪抑止の力となっていますが、防犯にはこれだけやっておけば万全というものはありません。また、今月から学校は夏休みに入り、子どもたちが外で遊ぶ時間も増えてきます。子どもたちの安全を守るためには、地域の協力も重要ですが、まずは各ご家庭で、安全に対する心構えを子どもに教えておくことが大切です。

子どもが被害にあう時の特徴

○一人でいる時の方が狙われやすい。
友達と別れた後の自宅までの道のりや、家族が留守中の自宅の玄関を開けた瞬間などが狙われています。

○言葉巧みに誘い出すため、思わずついて行ってしまおう。
「ゲームは好き?一緒にやろうよ」「迷子になった犬と一緒に探して」など、子どもがつい気を許してしまう言葉で誘い出します。また、少しでも知っている人だと安心して誘いに乗ってしまいます。

○犯罪に巻き込まれても、誰にも言わないことがある。
恥ずかしさや恐怖、親にしかられるかもしれないなどといった理由で、被害にあっても黙っている子どもがいます。

※被害にあいやすい危険な場所
公園の植え込みの影、公衆トイレ、階段・踊り場、駐車場・駐輪場、神社・寺院の境内、空き家など

わが家でできる3つの防犯対策

② わが家の防犯ルールを作る

- どこで、誰と、何を、いつ帰るのかを言ってから出かける。
- 暗くならないうちに帰宅する。
- 帰りが遅くなる時は連絡する。
- 一人で遊ばない。
- まわりに人がいない場所では遊ばない。
- 登下校時は寄り道をせず、必ず通学路を通る。
- …などを親子の約束ごとにしませう。



① 子どもを守るための心がけ

- なるべく子どもを一人にしない。
- 子どもの行動パターンや範囲、友達関係を把握する。
- 親子のコミュニケーションを深める。
- 子どもの変化を見逃さない。
- 子どもの帰宅が遅い時には、早めに所在を確認する。
- 子ども110番の家、交番、郵便局、コンビニなどの逃げ込む場所や、危険と思われる場所を、子どもと一緒に見て歩いたり、マップを作るなどして確認する。



子どもへの指導は、 子どもの目線で

○一方通行ではなく、「あなただったらどうする」と問いかけましょう

「こうしてはいけない」「ああしてはいけない」と一方的に教えるよりも、日常生活で危険性のある場所に行った時などに「あなたならどうする」と聞いてから、正しい方法を教える方が、子どもの防犯に対する意識が高まり効果的です。

○繰り返し子どもに問いかけて、しっかり身につくように指導しましょう

子どもへの防犯指導は、「繰り返し」が基本です。日常生活の中で、何回でも繰り返して指導するようにしましょう。



神奈川県警察 子ども安全対策室を 設置しました

神奈川県警察では、子ども達が安心して暮らすことのできる地域社会を築いていくため、子どもを守る対策を専門的に行うプロジェクトチームを編成し、平成18年4月13日に「神奈川県警察子ども安全対策室」を設置しました。

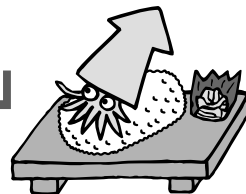
同対策室では、県及び市町村、教育委員会、自治会等と連携し、下記の対策を推進します。

- ①通学路、公園等子どもの生活ゾーンにおける安全確保に関すること。
- ②「子ども110番の家」等地域における子どもの見守り活動に関すること。
- ③子どもの危険予測、危険回避を身につけさせるための教育活動に関すること。
- ④子どもを対象とする犯罪情報の収集と提供に関すること。
- ⑤犯罪者を寄せ付けないための地域社会の形成に関すること。

③ 子どもに、自分の身を守る力をつけさせる

「イカのおすし」

を覚えさせましょう!



イカ 行かない

- 知らない人について行かない。
- 顔を知っている人でも、ついて行かない。

の 乗らない

- 知らない人の車に乗らない。
- 顔を知っている人でも、車に近づいたり、乗ったりしない。



お 大声でさけぶ

- 連れて行かれそうになったら、「助けて!!」と大きな声でさけぶ。
- 防犯ブザーを鳴らす。

す すぐ逃げる

- 怖かったら、大人のいる方へすぐ逃げる。
- 近くの子ども110番の家や交番、お店などに逃げる。

し 知らせる

- どんな人が何をしたか、家の人に知らせる。
- お巡りさんに知らせる。



※いざというときに、大声で助けを求めたり、防犯ブザーを鳴らすことができるようにするためには、日頃からの練習が必要です。

他町では、学校で防犯ブザーの使い方を練習した児童が、その日の下校時に不審者の声かけに遭遇したところ、とっさに防犯ブザーを鳴らすことができ、難を逃れる事例がありました。



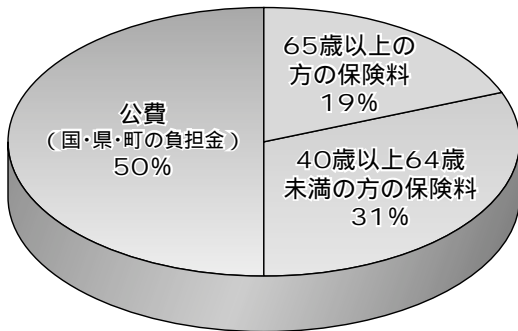
65歳以上の方の 介護保険料を改定しました

介護保険制度では、市区町村ごとに介護サービスの整備計画や保険料額などを盛り込んだ「介護保険事業計画」を3年ごとに見直すことになっており、介護サービスの利用状況などから保険料の見直しを行いました。平成18～20年度における事業計画では、高齢者の増加や要支援・要介護1といった軽度の認定者の急

増に伴って年々増加する介護サービス費用を賄うため、65歳以上の方の保険料基準額（月額）は、3,780円となりました。（平成15～17年度は2,700円）
また、介護保険制度改正及び税制改正により、保険料段階や徴収方法が一部変更されました。

みなさんの保険料が介護保険の財源を支えています。忘れず納めましょう。

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や自治体の負担金、利用者負担を財源に運営されています。65歳以上の方の納める保険料は制度運営の財源の19%を占める大切なものです。介護サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要になったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。



65歳以上の方の段階別保険料（18～20年度）

段階		対象者	1年間に納める保険料	
旧	新			
第1段階	第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税	基準額×0.5	22,680円
第2段階	第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.5	22,680円
	第3段階	世帯全員が町民税非課税であって、第2段階以外	基準額×0.75	34,020円
第3段階	第4段階	本人が町民税非課税	基準額	45,360円
第4段階	第5段階	本人が町民税課税で、昨年の合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	56,700円
第5段階	第6段階	本人が町民税課税で、昨年の合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	68,040円

変更点①

低所得者の負担能力に考慮するため、これまでの第2段階を細分化し、保険料段階を6段階としました。

今までの第3段階以上の方の段階は1段階ずつ繰り上がりますが、負担割合に変更はありません。

変更点②

税制改正により「町民税世帯非課税者から本人非課税者（新第1・2・3段階→新第4段階）」へ、または「町民税非課税者から課税者（新第1・2・3・4段階→新第5段階）」へ変更となり保険料段階が上がる方について、急激に保険料額が上昇することのないよう、平成20年度まで保険料率を段階的に引き上げる措置が講じられます。

65歳以上の方の保険料の納めかた

保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。例①6月1日が誕生日の方↓5月分から納付、②6月2日が誕生日の方↓6月分から納付）納め方は、年金から天引き（特別徴収）される場合と、納付書または口座振替による納付（普通徴収）の2通りに分かれます。どちらの納付方法になるのかは、年金の受給額などで決まります。

年金から天引き
されます

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円以上(月額1万5千円以上)の方

町から送付される
納付書か、口座振替で
納めていただきます

老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が
年額18万円未満(月額1万5千円未満)の方

老齢福祉年金のみ受給の方

平成17年4月1日以降65歳になった方、
他の市区町村から転入した方など

年金額が年額18万円以上の方でも、次に該当する場合は、納付書による納付となります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で他市区町村から転入したとき
- 年度途中で保険料額や年金額の変更により所得段階が変更となったとき
- 年度の初め(4月1日)の時点で年金を受けていなかったとき
- 年金担保、年金差し止め、現況届の未提出などで年金が停止したとき

※現況届の提出忘れによる天引き不能が多くなっていますのでご注意ください。

変更点③

これまで特別徴収の対象となる年金は、老齢(退職)年金のみでしたが、遺族年金・障害年金も対象となりました。

変更点④

平成18年10月から、年度途中に65歳になった方や、他の市区町村から転入された方などについても、すみやかに特別徴収へ切り替えられることになりました。

平成18年度介護保険料納入通知書を送付します

65歳以上の方には、7月中旬に平成18年度の介護保険料額や納めかたを記載した納入通知書を送付します。

納付書が同封されている場合は、各納期までに役場出納室か指定金融機関で納めてください。口座振替をご希望される場合は、通帳と印鑑(通帳届出印)をご持参の上、直接金融機関にお申し込みください。

保険料を納めずにいると…

災害などの特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。保険料の納め忘れにはご注意ください。

○1年以上滞納した場合

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で9割が払い戻される「償還払い」となります。

○1年6ヶ月以上滞納した場合

一時的に保険給付の一部または全部が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止

年金から天引き(特別徴収)されている方は、平成17年度の所得段階により、9月分まで仮徴収として介護保険料を納めていただきます。4月から9月までの仮徴収分については、すでに4月上旬に通知済みです。10月からの本徴収分については7月中旬に送付する納入通知書でご確認ください。

められた保険給付額から滞納分にあてることがあります。

○2年以上滞納した場合

保険料未納期間に応じて利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

※災害などの特別な事情で納付が困難な方はご相談ください。

問合せ

保健福祉課 高齢介護班
☎(81)5548

あしがら広域圏ネットワークを設立

2市5町の交流・連携を強化

6月5日(月)に、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の2市5町で、『あしがら広域圏ネットワーク』を設立し、大井町中央公民館で設立記念フォーラムを開催しました。

同ネットワークは、住民交流イベントや広域的な行政課題の解決に向けた取り組みにより、都市機能の強化や地域の活性化、住民サービスの向上を図ることを目的に設立されました。

今後は、様々なイベントを通して住民間の交流を進めるとともに、広域的な行政課題の解決に向けて各市町が連携し、地域の特性を生かした発展を目指します。

問合せ 企画課 企画調整班 ☎(81)1112

あしがら広域圏ネットワーク設立記念



広域連携の強化に向け、手を取り合う2市5町の首長

6/5 設立記念フォーラム

地域住民や関係者約400人が見守る中、2市5町の首長が設立趣意書に署名しました。その後、郷土芸能「相模人形芝居 下中座」の指導を受ける小田原市立橋中学校相模人形クラブが人形浄瑠璃を披露。続いて、常磐大・短大の高木勇夫学長が基調講演を行い、各市町の商工・観光・郷土芸能関係者などをパネリストに迎え、広域連携をテーマにパネルディスカッションが行われました。

▶巧みに人形を操る橋中・相模人形クラブの生徒たち



◀広域連携への期待を語り合うパネリスト

6/3 女子中学生 バレーボール交流会

地域住民交流イベントとして、大井町総合体育館で、2市5町内の中学校10校と湯河原中学校を交えた計11校による交流大会が行われました。開会式では、交流大会らしく、各校が順番に自己紹介をする場面もありました。試合は、熱戦の末、中井中学校が優勝しました。



6/10 あしがら 花巡りバスツアー

花の名所や花にまつわるイベント会場などを巡るバスツアーが行われ、本町の巖島湿生公園にも約80名のツアー客が訪れました。



巖島湿生公園を散策する参加者